# 緊急的な経済・雇用対策について

## 緊急的な経済・雇用対策のご案内

県では、地域における雇用の維持・創出を図るため、緊急かつ集中的に以下の事業を実施していますので、是非ご活用ください。

### ～事業主の皆さまへ～

### 【人材育成】

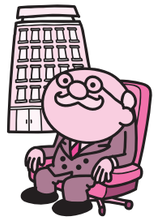

**◆緊急就職サポート事業**

採用意欲のある企業等が離職された方等を雇用し、研修を経て正規雇用する場合に、所要経費を助成します。

▽**実施対象**　県内の民間企業等（申請前6カ月以内に事業主都合で解雇した場合など除外されることがあります。）

▽**主な事業要件**

①離職された方等を雇用し、仕事を通じて行う研修（OJT）と仕事を離れて行う研修（専門機関の研修受講等、OFF・JT）双方の研修を行うこと。

②事業で雇い入れた方を6カ月以上雇用し、研修終了時までに正規雇用すること。

③事業で雇い入れた方を6カ月以下の事業の場合は、1年以内に事業主都合で解雇しないこと。6カ月を超える事業の場合は、事業終了後6カ月経過時まで事業主都合で解雇しないこと。

④平成24年6月1日以降に雇用すること。

▽**対象経費**　雇用対象者の人件費及び研修経費

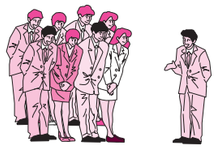

▽**事業期間**　3カ月以上1年まで

▽**補助率**　県10／10、上限額200万円／人、原則10人分まで助成（6カ月間の場合は概ね100万円／人、3カ月間の場合は概ね50万円／人を目安とする）

▽**申請期間**　平成26年9月末まで

▽**申込先**　産業建設部商工課☎38・4304

▽**問合先**　県産業労働部雇用労働政策課☎018・860・2336

### 【雇用奨励】

**◆正規雇用奨励事業**

事業主都合により離職された方2人以上を正規雇用した企業に対し奨励金を支給します。

▽**支給対象**　県内の民間企業等（申請前6カ月以内に事業主都合で解雇した場合など、除外されることがあります。）

▽**支給要件**

①事業主都合により離職された方を6カ月以内に2人以上正規雇用していること

②雇用日から6カ月時点で、雇用した労働者が離職していないこと

③平成24年6月1日以降に雇用すること

▽**支給額**　50万円／人（2人以上の雇用から10人分まで支給）

▽**申請期間**　平成26年12月末まで

▽**申込・問合先**　県産業労働部雇用労働政策課☎018・860・2336

**◆農業法人等の離職者雇用促進事業**

農業法人等が事業主都合により離職された方を雇用する経費に対し助成します。

▽**実施主体**　県内で年間を通じて農業を営む農業法人等

▽**補助対象**　事業主都合により解職された方で正社員として農業に常時従事し、他の雇用助成制度の対象とならない者

▽**補助額**　年間120万円／人　（2年間）

▽**申請期間**　平成26年3月末まで

▽**申込・問合先**　県由利地域振興局農業振興普及課☎22・7551

### 【起業支援】

**◆あきた起業促進事業**

**起業支援補助金**

**（離職者緊急支援枠）**

離職された方が起業する際の初期投資費用等の一部に対し助成します。

▽**補助率**　対象経費の1／2以内

▽**申請期間**　平成26年3月末まで

▽**補助額**

Ⓐ製造業、情報通信関連型企業（ソフトウェア業など）、研究開発型企業（製造業に係る研究開発・限度額650万円／件）、（事業拠点費等500万円、人件費150万円）

Ⓑ右記以外の業種（例　卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業など）・限度額　150万円／件（事業拠点費等75万円、人件費75万円）

▽**申込先**　市商工会☎38・3350

**◆離職者の農業参入支援事業**

事業主都合（解雇等）により離職された方が農業で自立しようとする場合、施設等整備に助成するほか、当面の所得を カバーするための給付金を支給します。

①**農業生産施設等整備への助成**

▽**助成対象**　園芸作物等の生産・出荷や自家生産物の加工に必要な施設機械等

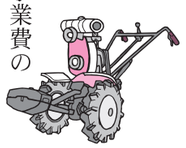

▽**助成額**　事業費の1／2以内

②**農業参入給付金の支給**

▽**支給額と支給期間**　1人当たり年間150万円を2年間支給

▽**主な要件**

①で施設等を整備した者であること

※この他の要件等もあります。

▽**申請期間**　平成26年3月末まで

▽**申込・問合先**　県由利地域振興局農業振興普及課☎22・7551

## 地域経済雇用情勢に関する相談窓口

市では離職に関する悩みや、起業経営相談等に対応するために、金浦庁舎商工課に相談窓口を平日午前8時30分から午後5時15分まで設置しています。

**問合先**　産業建設部商工課☎38－4304

**相談内容**

- 離職による困りごと相談
- 事業融資、補助金制度に関する相談
- 雇用や労働関係機関との中継
- 他機関の相談窓口の紹介

## 第46回衆議院議員総選挙

## 投票日は12月16日(日)です

**投　票**　12月16日(日)　午前7時～午後7時

〔仁賀保第11投票区（釜ヶ台）は午後6時まで〕

**開　票**　12月16日(日)　午後8時～　象潟公民館2階大ホール

**期日前投票**　12月5日(水)～15日(土)　午前8時30分～午後8時

※国民審査の期日前投票は12月9日(日)からとなります。

※金浦・象潟各庁舎、スマイルの3カ所、どの投票所でも投票できます。（入場券の裏面に期日前投票事由等を事前に記載しておくと、投票が早く済みます）

**◆不在者投票**

○仕事等でにかほ市にいない方（長期出張、出稼ぎ等）…

①不在者投票の請求書をにかほ市選挙管理委員会に提出

→②選挙管理委員会が投票用紙等一式を滞在地に送付

→③滞在地の選挙管理委員会で投票

○病院・施設に入院・入所中の方…

不在者投票のできる指定病院・施設に入院・入所中の場合、看護師や施設職員等に申し出することで不在者投票の手続きができます。（県内では由利組合総合病院、本荘第一病院、由利本荘医師会病院、佐藤病院、象潟病院など約110の指定病院、楽しいわが家、金浦療護園、浩寿苑、蕉風苑、西施苑など約150の指定施設があります）

**◆郵便投票**

重度の身体障害者で「郵便投票証明書」が交付されている方は、自宅等で郵便による不在者投票ができます。投票用紙等の請求期限は12月12日(水)までですが、請求・交付をすべて郵便で扱うため、早めに請求してください。

**不在者投票、郵便投票の請求は、早めの手続きをお願いします。**

**問合先**　〒018－0192　にかほ市象潟町字浜ノ田1　にかほ市選挙管理委員会事務局（象潟庁舎内）

☎43・7506　E-mail:senkan@city.nikaho.lg.jp